

品質方針

1. 発注者満足の向上に向けて、職員全員で取り組みます。
2. 品質方針を具体的に実行するため、品質目標を設定し、その達成に向けた活動を行い、検証を行います。
3. 適用される法令・規制要求事項を遵守します。
4. 職員全員が、常に教育・訓練に努め、一人ひとりが発注者に満足していただける力量を備えることを確実にします。
5. 本方針、品質管理に関する文書及び管理体制については、定期的に見直しを行うことを通じて、品質マネジメントシステムの有効性の継続的改善を図ります。

平成24年4月1日 制定

平成30年8月1日 制定

一般社団法人日本森林技術協会
理事長 福田 隆政